入札説明書（電子入札対象案件）

青森法務総合庁舎照明設備改修工事に係る入札公告（電気工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　令和８年８月 19 日

２　契約担当官等　支出負担行為担当官
東北農政局長　永井　春信

３　担当部局　　東北農政局総務部会計課　会計専門官（営繕担当）
〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎Ａ棟
電話　022-263-1111　（内線 4022）
E-mail：thn-shitsumon-kaikei@maff.go.jp

４　工事内容等

（１）　工 事 名　青森法務総合庁舎照明設備改修工事

（２）　工事場所　青森県青森市長島１－３－25

（３）　工事内容　別冊図面及び別冊仕様書等のとおり

（４）　工　　期　令和９年３月 19 日まで

（５）　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（６）　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願**（別紙様式３）**を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

（７）　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

５　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

（１）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　東北農政局における令和７・８年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「電気工事」の認定を受けている者であること。

ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　次に掲げる施工実績を有すること。

①　平成 23 年度以降（過去 15 年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、②に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「電気工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。

（５）　本工事に、次のいずれかの資格基準を満たす技術者を主任技術者として配置（専任を要しない。）できること。

ア　１級又は２級国家資格者（電気工事施工管理技士）

イ　技術士（電気電子・総合技術監理部門、建設・総合技術監理部門）

ウ　第１種電気工事士

エ　第２種電気工事士（電気工事の実務経験３年以上）

オ　電気主任技術者（第１種～第３種）（電気工事の実務経験５年以上）

カ　建築設備士、計装（実務経験１年以上）　　※１

キ　基幹技能者（登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者）

ク　電気工学、電気通信工学に関する次に示す指定学科を卒業後、次に示す期間以上の電気設備工事の実務経験を有する者　　※２

①高等学校（旧制実業高校を含む）　　５年以上

②高等専門学校（旧制専門学校を含む）　　３年以上

③大学（旧制大学を含む）　　３年以上

ケ　10 年以上の電気工事の実務経験を有する者　※２

※１：建築設備士：建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。

計　　装：建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う１級の計装士技術審査が該当。

※２：実務経験者は資格者証を有する必要なし。

（６）　主任技術者にあっては、上記（４）に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者が上記（４）に掲げる同種工事の施工経験を有すること。

（７）　入札参加者と配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び確認書提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

（８）　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

（９）　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成 15 年９月１日付け 15 北総第 528 号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、東北農政局競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ） 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ） 会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ） 組合の理事

（オ） その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他①又は②と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月７日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である東北農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

なお、入札参加者が上記届出の義務を履行しているか否かについて確認するため、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の４に規定する通知書の写しを提出すること。

６ 競争参加資格の確認等

（１） 本競争の参加希望者は、５に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、①から③に従い、申請書及び確認資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

５の（２）の認定を受けていない者、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者及び５の（10）の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係等に該当する者であっても、次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。

この場合において、５の（１）、（４）から（９）及び（11）から（12）に掲げる事項を満たしているときは、開札の時において５の（２）、（３）及び（10）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において５の（２）、（３）及び（10）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 別表１①に示す日時

② 提出方法： 申請書及び確認資料の提出は、電子入札システムにより行うこと。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）するものとする。

③ 提出場所： 上記３に同じ。

④ そ の 他： 申請書及び確認資料の提出は、次によるものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

ア 電子入札システムによる場合

a 電子入札システムによる提出は、申請書及び確認資料の総容量を 10MB 以内 とする。

なお、電子入札システムによる場合は、申請書及び確認資料「別記様式」の代表者印は不要とする。

b 申請書及び確認資料の総容量が 10MB を越える場合は、**別記様式１～別記様式２―１**については、必ず電子入札システムにより提出するものとし、別記様式の記載内容を証明する書類は、別途、書面を持参若しくは郵送（郵便書留に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出することができる。

なお、別記様式の記載内容を証明する書類についても、①の提出期間内に必着とする。

c ファイル形式は以下の形式にて提出するものとする。

様式	名称	提出形式
別記様式１	競争参加資格確認申請書	ＰＤＦ
別記様式２	同種工事の施工実績（企業）	
別記様式２－１	同種工事の施工実績（配置予定技術者）	

d Lzh 形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

なお、詳細は「農林水産省電子入札運用基準標準例」（東北農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）によるものとする。

また、申請書受付票は、申請書の受信を確認したものであり、内容を確認したものではない。

イ　紙入札方式による場合

提出場所へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る。）するものとする。

また、紙媒体と併せ、④のアのｃに示す電子媒体を提出すること。

ウ　本工事の入札公告の３の（２）に示す以外の方法で入手した入札説明書（申請書様式等を含む。）をもとに作成・提出した申請書は受け付けない。

（２）　申請書及び確認資料は、**別記様式１～別紙様式２－１**により作成すること。

（３）　競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、別表１④に示す期日までに通知する。

（４）　他の工事を落札したことにより５の（５）の配置予定技術者を配置することができなくなった場合や、５の（10）の入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係にある等の理由により、競争参加資格確認申請の取下げ、入札の辞退の必要性が生じた場合は、直ちに競争参加資格確認申請書の取下げ届**（別紙様式１）**、入札辞退届**（別紙様式２）**により届け出しなければならない。

なお、届出に当たっては、速やかに３へ電子メールにより提出し、後日、書面を郵送又は託送により提出するものとする。

（５）　その他

①　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。（入札手続を中止・取消した場合も含む。）

②　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。（入札手続を中止・取消した場合も含む。）

③　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。（入札手続を中止・取消した場合も含む。）

④　提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。

⑤　申請書及び確認資料に関する問合せ先は、上記３に同じ。

７　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）　競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：　別表１⑤に示す期日

②　提出場所：　上記３に同じ。

③　提出方法：　書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

（２）　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表１⑥に示す期日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　入札説明書に対する質問

（１）　この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間： 別表１②に示す日時

② 提出場所： 上記３に同じ。

③ 提出方法： **別紙様式５**（Microsoft Excel .xlsx または.xls）に記載し、電子メール、持参又は郵送により②宛て提出すること。

なお、**電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。**

代表者印は不要とし、書面による提出も不要とする。

電子メールのアドレスは企業所有のアドレスとし、個人所有のアドレスは受け付けない。

また、持参、郵送（郵便書留に限る。提出期限内必着）により提出する場合は、質問をＣＤ－Ｒに収めて、書面と併せて提出すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。

（２） 上記（１）の質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日を除く。）に電子入札システムにて回答するほか、閲覧に供する。

なお、提出期限の日に受理した質問に対する回答書は、次の期間に回答する。

① 期　　間： 別表１③に示す日時

９ 入札書の受領期限等

（１） 初回の入札

① 電子入札システムによる場合

ア 入札の締切り 別表１⑦アに示す期日

イ そ の 他 システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。

② 紙入札方式により持参する場合

ア 入札の締切り 別表１⑦イに示す期日

イ 提 出 先 東北農政局第１入札室

ウ そ の 他 支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は、委任状を持参すること。

③ 紙入札方式により郵送する場合

ア 入札の締切り 別表１⑦ウに示す期日

イ 送 付 先 上記３に同じ。

ウ そ の 他 支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

（２） 入札及び開札日時の変更

７の（１）の事由により、競争参加資格がないと認められた者から説明を求められた場合は入札及び開札の日時変更を行うので、別表１⑨に示す日時までに日時変更の通知を行う。

（３） 再度の入札

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。なお、郵送による入札がある場合には、別途連絡する。

10 入札手続等

（１） 入札は、電子入札システムを用いて行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は、入札

書を持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。

（２）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

11　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金　免除する。

（２）　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行仙台支店)。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。)の保証（取扱官庁　東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12　工事費内訳書の提出

（１）　工事費内訳書の提出方法

①　電子入札システムによる場合

入札参加者は第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書**（別記様式３）**を電子入札システムにより提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書**（別記様式４）**の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

②　紙入札方式により持参する場合

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書**（別記様式３）**の提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書**（別記様式４）**の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

③　紙入札方式により郵送する場合

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書**（別記様式３）**及び工事費内訳書に対する明細書**（別記様式４）**を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

（２）　その他

①　工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、東北農政局競争契約入札心得第７条に該当するものとして入札を無効とすることがある。なお、工事費内訳書に不備があるときとは、次表各号に掲げるものに該当すると認められる場合とする。

②　工事費内訳書は、返却しない。

③　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

④　提出された工事費内訳書について、説明を求めることがある。

⑤　工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

1　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（1）	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（2）	内訳書とは無関係な書類である場合
	（3）	他の工事の内訳書である場合
	（4）	白紙である場合
	（5）	内訳書が特定できない場合
	（6）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2　記載すべき事項が欠けている場合	（1）	内訳の記載が全くない場合
	（2）	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3　添付すべきではない書類が添付されていた場合	（1）	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4　記載すべき事項に誤りがある場合	（1）	発注者名に誤りがある場合
	（2）	発注案件名に誤りがある場合
	（3）	提出業者名に誤りがある場合
	（4）	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5　その他未提出又は不備がある場合		

13　開札

（1）　開札の日時

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。ただし、上記７の（1）により、競争参加資格がないと認められた者から説明を求められたときは、入札及び開札を延期する。

①　初回入札の開札

ア　日　時　別表１⑧に示す日時

イ　場　所　〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1　仙台合同庁舎Ａ棟
東北農政局第１入札室

②　再度入札の開札

上記９の（3）の場合は、日時及び場所の詳細を別途連絡する。

（2）　開札時の立会い

入札参加者が電子入札システムにより入札した場合は、開札時の立会いは不要とするが、承諾を得て紙による入札を行う者は、開札時に立会うこと。

なお、紙による入札参加者が１回目の開札に立会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。入札者又はその代理人が開札に立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて開札を行う。

14　落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の認定がなされた者の中で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15　入札の無効

本公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において上記５に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

16　契約書作成の要否

工事請負契約書（案）により、工事請負契約書を作成するものとする。

17　支払条件

前金払は、請負代金額の 40%以内とする。

18　談合等不正行為があった場合の違約金等

（１）　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

②　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（２）　受注者が上記（１）の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該

期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

19　再苦情申立て

（１）　７の（２）の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、７の（２）の回答を受け取った日から７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては、入札等監視委員会が審議を行う。

（２）　再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

①　受付窓口：上記３に同じ。

②　受付時間：午前９時 30 分から午後５時まで（行政機関の休日を除く。）

（３）　再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

上記３に同じ。

20　電子入札システム

（１）　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、**別紙様式３**にその理由を記載し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（２）　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に代える場合がある。

（３）　電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。

（東北農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）

（４）　電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先をご記入下さい。

E-mail:help@maff-ebic.go.jp

21　関連情報を入手するための照会窓口

上記３に同じ。

22　その他

（１）　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

（２）　入札参加者は、東北農政局競争契約入札心得及び工事請負契約書（案）を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

（３）　申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）　落札者は、**別記様式２―１**に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

（５）　競争参加資格確認申請後に申請を取り下げる場合は、**別紙様式１**にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

また、競争参加資格確認通知後に参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するとともに、**別紙様式２**にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

提出場所 上記３に同じ。

（６） 別冊図面及び別冊仕様書等

① 上記４の（３）「別冊図面及び別冊仕様書等」とは、次の図書とする。

ア 特別仕様書

イ 現場説明書

ウ 図面

エ 東北農政局競争契約入札心得

オ 工事請負契約書（案）

② 上記①の図書のうち、「東北農政局競争契約入札心得」及び「工事請負契約書（案）」については、東北農政局ホームページ

（https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html）

の【発注・入札情報、その他公表事項】よりダウンロードできる。

③ 競争参加資格確認の通知日において「別冊図面及び別冊仕様書等」の再交付を行う場合がある。

（７） 当該手続等についての問い合わせ先

上記３に同じ。

（８） 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正、かつ、遅滞なく行われるよう配慮すること。

（９） 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

① 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。

② 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額を発注者に支払わなければならない。

③ 上記②に掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の５に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(10) 電子契約システムについて

① 本件は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。

② 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式への変更承諾願**（別紙様式４）**を提出しなければならない。

③ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(11) 積算参考資料の取扱いについて

積算参考資料**［別紙１］**については、競争参加資格の確認結果の通知の日に改めて開示することとしている。

なお、配布する「積算参考資料」の内容についての質問は、原則として受け付けない。

(12) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

(13) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

別表１　入札手続に係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間	令和８年８月 20 日から令和８年９月３日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで ただし、最終日については正午までとする。
②	入札説明書に対する質問の受付期間	令和８年８月 20 日から令和８年９月 15 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで ただし、最終日については正午までとする。
③	入札説明書の質問に対する回答期間	令和８年８月 20 日から令和８年９月 17 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで
④	競争参加資格の確認結果の通知日	令和８年９月 14 日
⑤	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期限	令和８年９月 18 日　午後４時まで
⑥	競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答期限日	令和８年９月 28 日
⑦	入札書の受領期限 ア　電子入札システムによる入札の締め切り イ　紙入札方式により持参する入札の受領期限 ウ　郵送による入札の受領期限	受付開始は令和８年９月 24 日　午前９時から ア　令和８年９月 29 日　午前９時 30 分 イ　上記アと同じ ウ　令和８年９月 28 日　午後４時
⑧	開札日時	令和８年９月 29 日　午前 10 時 30 分
⑨	入札及び開札日時の変更通知	令和８年９月 18 日　午後５時まで

［別紙１］

「積算参考資料」の取り扱いについて

１．目的

「積算参考資料」は、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者等に配付するものである。

２．「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

（１）「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第１条（総則）で規定する設計図書ではない。

（２）「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。

（３）「積算参考資料」の内容について、入札に係る質問書の提出期限までの間に、設計図書と積算参考資料に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、直ちに発注者に通知するものとする。

（４）発注者は、上記に係る通知を受けた場合は速やかに内容を確認し、確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を通知する。

（５）工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。